

各関係機関の長 殿

鹿児島県病害虫防除所長

令和7年度 技術情報第30号（セグロウリミバエの防除に用いる農薬：  
植物防疫法第29条第1項の規定に基づく措置）について（送付）

令和7年3月以降、奄美地域において、セグロウリミバエの誘殺および寄生果が確認され、発生地域では初動対応を実施しているところです。これに伴い、県の関係機関等が使用できる防除農薬を下記に追加しましたので、ご確認ください。

なお、本情報は、病害虫防除所ホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujoshou/index.html>）にも掲載しています。



## 令和7年度 技術情報第30号

### 1 対象病害虫 セグロウリミバエ

### 2 キュウリア液剤に対する植物防疫法第29条第1項の適用

現在、セグロウリミバエに対するキュウリア液剤の農薬登録はないが、植物防疫法第29条第1項に基づく措置として、発生地域ではキュウリア液剤を使用した防除を行うことが可能である。ただし、使用にあたっては下表の使用方法を遵守すること。

表 セグロウリミバエの防除に使用できる農薬

資材の名称	作物名	使用方法	適用場所
キュウリア液剤	ウリ類	本剤に所定量のセグロウリミバエ防除用殺虫剤を混用した後、次の方法により使用する。	セグロウリミバエ発生地域全域
	トマト	(1)1×3cmの綿棒に殺虫剤を混合した本剤約2gを吸収させ、発生地域(村落、果樹園、畑など)に1haあたり5～10本の割合で樹木等につり下げて設置する。	
	ピーマン		
	パパイア	(2)殺虫剤を混合した本剤を4.5×4.5×0.9cmのテックス板1枚あたり約10g、又は6×6×0.9cmのテックス板1枚あたり約25g吸収させて、発生地域全域(村落、果樹園、畑などを除く)に配置するか、村落、果樹園、畑などの樹木等につり下げて設置する。(1～3枚/1ha)	
	グアバ		
	いんげんまめ		

### 3 その他

セグロウリミバエの防除に使用できるその他の農薬については、令和7年度技術情報第9号ほか（令和7年6月12日付、7月10日付、8月25日付、令和8年2月4日付）を参照。